



# 暴 追 だ よ り

(公財)岐阜県暴力追放推進センター

令和3年9月1日

No.126 号

058(277)1613

## 相 談 事 例 か ら

### 【相談の概要】

建設関連業者の事務所に大きな封書が郵送されてきました。差出人は東京都内に所在する「□▽ジャー〇ル社」という初めて見る名前の会社名でしたが、何が送られてきたのか確認するため開封してみたところ「□△ジャー〇ル」という題名の労働問題等に関する内容の情報誌が入っていました。

注文した覚えは無いし、購読する意思も無ありません。どのように対応すればよいのか教えて欲しい。との相談内容でした。

### 【アドバイス】

#### 〔法律による規制〕

この相談のように、注文していない商品を勝手に送り付け、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法を「ネガティブ・オプション（送りつけ商法）」といい、特定商取引に関する法律（特商法）で規制されています。

ネガティブ・オプション  
法律が改正されました！

旧特商法では、

- ① 商品の送付を承諾しない場合、送付された日から2週間が経過とき
- ② 送付業者に商品の引取りを依頼した場合、依頼した日から1週間経過しても引取りに来ないときは処分してもよいとなっていました。



法律改正

本年7月6日施行

改正特商法では、

売買契約に基づかないで一方的に送付された商品は、直ちに処分を行うことが可能となりました。

#### 〔改正後の対応〕

##### 1 商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送りつけられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

##### 2 事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送りつけられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。

事業所から金銭の支払いを請求されても応じないようにしましょう。

### 3 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭について返還を請求することができます。対応に困ったら、すぐ相談して下さい。

#### 〔代引郵送時の対応〕

代金引換配達（代引郵便）の場合は、誰も注文していないことを確認の上、「受取拒否」して下さい。  
（注文の確認がとれるまで「受取保留」することもできます（1週間まで））

#### 〔法律改正の背景〕

一方的に商品を送りつけられた消費者の不安や困惑、誤認による代金支

払いの被害を防止するもので、最近では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、注文した覚えのないマスクや消毒液を一方的に送りつける事案が増加したことが改正の背景にあります。

#### 〔注意点〕

この規定は、全ての商品に適用されますが、商品を受けた方が営業のため、又は営業として締結することとなる売買契約の申し込みについては適用されません。



岐阜県暴力追放推進センターシンボルマーク

## 岐阜県暴力団排除条例の内容

**暴追だより** 120号で「利益供与の禁止」、121号で「特定接客業者の禁止行為」を紹介しました。今回は「**公の施設の暴力団の利用制限**」について紹介します。

岐阜県暴力団排除条例第8条では、県が設置した公の施設が暴力団の活動に供されると認めるときは、「施設の使用を許可しない」又は、許可をした後で分かったときは「施設の使用の許可を取り消す」などの措置をとることができる旨定めています。

「暴力団の活動に供する」具体例とし

ては、ホールなどにおいて

- ・暴力団組長の還暦パーティー
- ・暴力団主催のコンサート、格闘技
- ・暴力団組長の組葬

を開催することなどが該当します。



## 新丸山ダム建設事業暴力団等排除対策協議会設立

新丸山ダムの建設事業から暴力団等による不当要求を排除するため、「新丸山ダム建設事業暴力団等排除対策協議会」が設置され、その設立総会が令和3年7月28日、新丸山ダム工事事務所で開催されました。

この協議会は、新丸山ダム工事事務所、木曾川水系ダム統合管理事務所、関西電力、工事を受注する業者などで

構成され、警察、弁護士会、暴追センターと連携し、暴力団関係企業の下請参入、不当な金銭要求事案などに的確に対応できるよう情報交換等を行っていきます。

設立総会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、対面は10名、Webで50名が参加しました。



## 「不当要求対応のしおり」の作成

当センターの設立30周年を記念して写真の「しおり」を作成しました。暴力団等に対する対応要領、苦情・不当要求への対応フロー、悪質クレマーへの有効なひと言など、不当要求に対応される方に役立てていただける内容をまとめています。広げるのも、

たたむのも簡単便利な「miura-ori」で作成しています。

賛助会員の皆様には、賛助会費納入の領収書とともに郵送させていただきますので、必要な時にサッと広げて活用してください。



## 令和2年 企業を対象とした反社会的勢力との関係遮断に関するアンケート結果

- 1 アンケート調査の概要 “全国暴力追放推進センター等が実施”  
 企業における反社会的勢力への対応の実態等を把握するため令和2年に全国の企業10,000社を対象として、反社会的勢力による不当要求の有無やその内容等についてアンケート調査した結果をまとめたものです。(回答3,123社)

- 2 過去5年間に不当要求を受けたことの有無について

	あった		なかった		無回答	
	H28	R2	H28	R2	H28	R2
件数	89	62	3,121	3,042	0	19
%	2.8%	2.0%	97.2%	97.4%	0.0%	0.6%

- 3 不当要求の相手方について(複数回答)

※不当要求を受けたことがあると回答した企業62社が対象

相手方	件数	相手方	件数
いわゆる一般の方	38	総会屋	3
何者か分からなかった	13	暴力団員	2
暴力団と何らかの関係を有する者	7	会社ゴロ	2
政治活動標ぼうゴロ	6	暴力団関係企業の役員等	1
社会運動標ぼうゴロ	4	その他	3

- 4 不当要求の内容について(複数回答)

※不当要求の相手方が反社会的勢力であると認識した企業22社が対象

要求内容	件数	要求内容	件数
機関誌、書籍等の購読要求	7	物品購入や契約を要求	1
因縁をつけて金員等を要求	4	口止め料を要求	1
工事発注や下請参入等を要求	4	土地等の明渡し料等を要求	1
寄付金、賛助金等を要求	3	宅地等の売買、賃借等を要求	1
特定の者との取引等を要求	2	その他	6
不当な方法で債権を取り立て	2	無回答	1
建設工事を要求	2		

- 5 不当要求への対応について

※不当要求の相手方が反社会的勢力であると認識した企業22社が対象

一切応じなかった	一部に応じた	すべて応じた
15	6	1

- 6 不当要求に応じた理由(複数回答)

※不当要求に一部・すべて応じたと答えた企業7社が対象

応じた理由	件数	応じた理由	件数
報復、糾弾等を恐れたから	3	以前から応じていたから	2
威圧的だったから	2	要求金額が少額だったから	2
トラブルの拡大を恐れたから	2	当方に非があると考えたから	2
対応に不慣れだったから	2	役員等幹部が対応したから	1
相手をするのが面倒になったから	2	その他	1